

平成 23 年 7 月 27 日

いわゆる「8 時間研修」について

1. 金融システム改革法における証券取引法の一部改正により、平成 10 年 12 月 1 日から登録機関に証券投資信託受益証券、外国証券投資信託受益証券、投資証券及び外国投資証券並びに有価証券店頭デリバティブ取引に係る業務が認められるようになった（投信窓販の解禁等）。

これに伴い、平成 10 年 9 月 16 日理事会において「金融機関の投信窓販等の開始に伴う自主規制の整備についての要綱」が決定された。

【ポイント】

既に特別会員一種外務員・特別会員二種外務員資格を有する者に、新たに認められる証券業務を行わせる場合には、本協会が指定した内容・方法による事前研修を受講しなければならないこととした。

2. 上記 1 の要綱に基づき、投信窓販等の開始に伴う特別会員一種・二種外務員の事前研修実施要領を定めた¹。

【ポイント】

平成 11 年 1 月までに特別会員一種・特別会員二種外務員資格を取得した者に、新たに認められる証券業務を行わせる場合には、いわゆる 8 時間研修を実施させなければならない。本協会への報告義務はない。

3. いわゆる「8 時間研修」制度は、現在も存続している。

以 上

¹ 平成 10 年 9 月 21 日付け協会員通知「投信窓販等の開始に伴う特別会員一種外務員等の事前研修の内容等について」（日証協（特会）10 第 184 号）